

消 防 予 第 4 9 2 号  
平成25年12月27日

各 都 道 府 県 知 事 }  
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

## 消 防 庁 次 長

### 消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正令」という。）、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号。以下「改正規則」という。）、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成25年総務省令第127号。以下「特定小規模施設省令」という。）が平成25年12月27日に公布されました。

今回の改正は、改正令において対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準の見直し、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うほか、改正規則等において消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準の見直し、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象施設の見直し等を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

## 記

### 第一 改正令に関する事項

#### 1 対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準の見直し

対象火気器具等（火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、総務省令で定めるものをいう。）の取扱いに関し、火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準に、対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合に消火器の準備をした上で使用することを追加したこと。（改正令による改正後の消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条の2第1項関係）

## 2 スプリンクラー設備の設置基準の見直し

スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるもの（火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものを除く。）で延べ面積が275㎡未満のものを追加したこと。

（令第12条第1項関係）

- (1) 令別表第1（6）項ロ（1）及び（3）に掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1（6）項ロ（2）、（4）及び（5）に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるものに限る。）

## 3 自動火災報知設備の設置基準の見直し

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加したこと。（令第21条第1項関係）

- (1) 令別表第1（5）項イに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1（6）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

## 4 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等の見直し

消防機関の検査を受けなければならない防火対象物に、次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加したこと。（令第35条関係）

- (1) 令別表第1（2）項ニ及び（5）項イに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1（6）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）
- (3) 令別表第1（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（前（1）又は（2）に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

## 第二 改正規則に関する事項

### 1 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し

令別表第1（6）項ロ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（同表（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（6）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）に設ける消防機関へ通報する火災報知設備にあっては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとしたこと。ただし、自動火災報知設備の受信機及び消防機関へ通報する火災報知設備が防災センター（常時人がいるものに限る。）に設置されるものにあつては、この限りでないものとした

こと。（改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第25条関係）

## 2 スプリンクラー設備の補助散水栓の基準の見直し

補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合の消防用ホースの基準について、所要の規定の整備を行ったこと。（規則第13条の6第3項関係）

### 第三 特定小規模施設省令に関する事項

用語の定義において、特定小規模施設に、次に掲げるもので延べ面積が300㎡未満のものを追加したこと。（特定小規模施設省令による改正後の特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第2条関係）

- (1) 令別表第1（5）項イに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1（6）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）
- (3) 令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物のうち前（1）又は（2）に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの

### 第四 施行期日等に関する事項

#### 1 施行期日に関する事項

##### (1) 改正令の施行期日

改正令は平成27年4月1日から施行することとしたこと。ただし、第一1並びに2及び3の一部については、公布の日から施行することとしたこと。（改正令附則第1条関係）

##### (2) 改正規則の施行期日

改正規則は、平成27年4月1日から施行することとしたこと。ただし、第二2については、公布の日から施行することとしたこと。（改正規則附則第1項関係）

##### (3) 特定小規模施設省令の施行期日

平成27年4月1日から施行することとしたこと。（特定小規模施設省令附則関係）

#### 2 経過措置に関する事項

(1) 第一1の施行の際現に効力を有する消防法（昭和23年法律第186号）第9条の市町村条例が改正後の令第5条の2第1項に規定する条例制定基準（以下「新基準」という。）に適合しないこととなる場合における同法第9条の市町村条例に係る基準については、平成26年8月1日以前において新基準に従い当該条例の改正が行われるまでの間に限り、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第2条関係）

(2) 改正令の施行の際、現に存する令別表第1（6）項ロ及び（16）項イに掲げる防火対

象物（同表（16）項イに掲げる防火対象物にあつては、同表（6）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下（2）において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（6）項ロ及び（16）項イに掲げる防火対象物におけるスプリンクラー設備に係る技術上の基準については、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第3条第1項関係）

(3)改正令の施行の際、現に存する令別表第1（5）項イ、（6）項イ及びハ、（16）項イ並びに（16の2）項に掲げる防火対象物（同表（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物にあつては、同表（5）項イ又は（6）項イ若しくはハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下（3）において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（5）項イ、（6）項イ及びハ、（16）項イ並びに（16の2）項に掲げる防火対象物における自動火災報知設備に係る技術上の基準については、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第3条第2項関係）

(4)改正規則の施行の際、現に存する令別表第1（6）項ロ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（6）項ロ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第2項関係）

### 3 その他の事項

- (1)消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号）について、所要の規定の整備を行ったこと。
- (2)第一2中「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造」及び「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」については、別途規則の改正を行う予定であること。
- (3)今回の改正令等の運用については、別途通知する予定であること。

改 正 後	現 行
<p>（対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準）</p> <p>第五条の二 火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であつて総務省令で定めるもの（以下この条及び第五条の四において「対象火気器具等」という。）の取扱いに  <u>関し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 対象火気器具等を、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合には、<u>消防器の準備をした上で使用すること。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>（スプリンクラー設備に関する基準）</p> <p>第十二条 スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。</p> <p>一 次に掲げる防火対象物（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）</p>	<p>（対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準）</p> <p>第五条の二 火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であつて総務省令で定めるもの（以下この条及び第五条の四において「対象火気器具等」という。）の取扱いに  <u>関し火災の予防のために必要な事項に係る条例制定基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一～五 （略）</p> <p>（新規）</p> <p>2・3 略</p> <p>（スプリンクラー設備に関する基準）</p> <p>第十二条 スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。</p> <p>一 別表第一(六)項ロに掲げる防火対象物（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）で延べ面積が二百七十五平方メートル以上</p>

で、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの

イ 別表第一(六)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）

二 (略)

三 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ及び(十)項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が十一以上のもの（総務省令で定める部分を除く。）

四 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物（前号に掲げるものを除く。）のうち、平屋建以外の防火対象物で、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、同表(四)項に掲げる防火対象物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物のうち病院にあつては三千平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては六千平方メートル以上のもの

五 十二 (略)

2・3・4 (略)

(自動火災報知設備に関する基準)

第二十一条 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその

のものうち、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの

二 (略)

三 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ及び(十)項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が十一以上のもの（総務省令で定める部分を除く。）

四 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項及び(九)項イに掲げる防火対象物（前号に掲げるものを除く。）のうち、平屋建以外の防火対象物で、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が、同表(四)項に掲げる防火対象物及び同表(六)項イに掲げる防火対象物のうち病院にあつては三千平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては六千平方メートル以上のもの

五 十二 (略)

2・3・4 (略)

(自動火災報知設備に関する基準)

第二十一条 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその

部分に設置するものとする。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ、(六)項ロ、(七)項ロ及び(七)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

二 (略)

三 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

イ 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項ニ、(七)項イ及び(七)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。)

四 八 (略)

九 別表第一(八)項に掲げる防火対象物(第三号及び前二号に掲げるものを除く。)の部分で、次に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

十 十五 (略)

2・3 (略)

部分に設置するものとする。

一 別表第一(二)項ニ、(六)項ロ、(七)項ロ及び(七)項に掲げる防火対象物

二 (略)

三 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(五)項イ、(六)項イ、ハ及びニ、(七)項イ並びに(七)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

四 八 (略)

九 別表第一(八)項に掲げる防火対象物(第三号及び前二号に掲げるものを除く。)の部分で、同表(二)項ニ又は(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供されるもの

十 十五 (略)

2・3 (略)

<p>2 (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>トル以上のもの</p> <p>を除く。)で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの</p> <p>二 別表第一(一)項、(二)項イからハまで、(三)項、(四)項、(六)項イ、ハ及びニ、(九)項イ、(十)項イ、(十一)項並びに(十二)項に掲げる防火対象物(前号ロ及びハに掲げるもの</p>	<p>(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等)</p> <p>第三十五条 法第十七条の三の二の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。</p> <p>一 次に掲げる防火対象物</p> <p>イ 別表第一(二)項ニ、(五)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物</p> <p>ロ 別表第一(六)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)</p> <p>ハ 別表第一(十)項イ、(十一)項及び(十二)項に掲げる防火対象物(イ又はロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)</p>
<p>2 (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>のものを除く。)で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの</p> <p>二 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、及びニ、(九)項イ、(十)項イ、(十一)項並びに(十二)項に掲げる防火対象物(同表(十)項イ、(十一)項及び(十二)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの</p>	<p>(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等)</p> <p>第三十五条 法第十七条の三の二の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。</p> <p>一 別表第一(六)項ロ、(十)項イ、(十一)項及び(十二)項に掲げる防火対象物(同表(十)項イ、(十一)項及び(十二)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)</p>

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表  
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（スプリンクラー設備の水源の水量等） 第十三条の六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 令第十二条第二項第八号の規定により、補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 消防用ホースは、次のイ及びロに定めるところによること。</p> <p>イ 第十一条の二各号の基準に適合するように設けること。</p> <p>ロ 補助散水栓を設置する階における消防用ホースの長さは、補助散水栓のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとする。ただし、スプリンクラーヘッドが設けられている部分に補助散水栓を設ける場合にあつては、この限りでない。</p> <p>七 （略）</p>	<p>（スプリンクラー設備の水源の水量等） 第十三条の六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 令第十二条第二項第八号の規定により、補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合にあつては、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 消防用ホースは、第十一条の二各号の基準に適合するように設けること。</p> <p>七 （略）</p>

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 令別表第一(六)項ロ、(共)項イ、(共)項及び(共)項に掲げる防火

対象物(同表(共)項イ、(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)に設ける火災通報装置にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。ただし、自動火災報知設備の受信機及び火災通報装置が防災センター(常時人がいるものに限る。)に設置されるものにあつては、この限りでない。

4 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置を除く。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 令別表第一(六)項ロ、(共)項イ、(共)項及び(共)項に掲げる防火

対象物(同表(共)項イ、(共)項及び(共)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。)に設ける消防機関へ通報

(消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 火災通報装置の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

(追加)

4 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置を除く。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一～三 (略)

(追加)

する火災報知設備（火災通報装置を除く。）にあつては、前項  
第四号の規定の例によること。